

鹿児島県交番相談員運用要綱の制定について（概要）

（令和4年10月24日 鹿地第244号）

本通達は、交番相談員の任免、服務勤務時間等に関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 任用等
- 職務要領

等である。